

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学大学院通則(平成16年度九大規則第3号。以下「通則」という。)及び九州大学学位規則(平成16年度九大規則第86号)により各学府規則において定めるように規定されている事項その他経済学府(以下「本学府」という。)の教育に関し必要と認める事項について定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本学府は、幅広い教養と専門的能力とともに、社会性と国際性とを身につけることによって、様々な分野で指導的な立場で活躍できる人材を組織的に養成する。

(コース等)

第1条の3 本学府経済工学専攻の修士課程及び博士後期課程に国際コース(英語による授業等により学位取得可能な教育課程をいう。)として、公共経済学国際プログラム及び金融・企業経済学国際プログラムを置く。

第1条の4 本学府経済システム専攻の修士課程及び博士後期課程に国際コースとして、経営・会計学国際プログラムを置く。

第1条の5 本学府産業マネジメント専攻に、MBA(経営修士)が包含する経営マネジメント能力を有し、デザインの力を駆使しながら事業機会を発見するとともに、新たな価値創造に挑戦するアントレプレナーシップに溢れる人材を育成するため、デザイン×ビジネス×アントレプレナーシップ専修トラック(以下「DBEX」という。)を置く。

2 DBEXの実施に関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程連携協議会)

第1条の6 通則第52条の2の規定に基づき、本学府産業マネジメント専攻に教育課程連携協議会を置く。

(教育課程連携協議会の組織)

第1条の7 教育課程連携協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の教員のうちから総長が指名する者
- (2) 産業マネジメント専攻の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
- (3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
- (4) 本学の教員その他の職員以外の者であって、総長が必要と認めるもの

2 前項の構成員の過半数は、前項第2号から第4号までの者で構成するものとする。

3 第1項第1号の委員の任期は1年、同項第2号から第4号までの委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(教育課程連携協議会の審議事項等)

第1条の8 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、総長に意見を述べるものとする。

- (1) 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(入学資格)

第2条 本学府の修士課程及び専門職学位課程に入学できる者は、通則第10条のとおりとする。

第3条 本学府の博士後期課程に入学できる者は、通則第11条のとおりとする。

(入学審査)

第4条 入学を志願する者に対する審査は、学力検査、健康診断、出身大学の学長、学部長又は研究科等の長による成績証明書その他本学府の定める資料によって行うものとする。

2 博士後期課程に入学を志願する者については、前項に定めるもののほか、修士論文についても審査を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、審査について必要な事項は、本学府教授会の議を経て、経済学府長（以下「本学府長」という。）が定めるものとする。

(学期)

第5条 1学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期の授業期間は、別に定める。

(授業等)

第6条 本学府の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、産業マネジメント専攻の教育は、授業科目の授業その他の教育課程によって行うものとする。

3 産業マネジメント専攻においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他適切な方法により授業を行うものとする。

4 本学府は、第1項及び第2項の授業科目の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

5 本学府は、第1項及び第2項の授業科目の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(授業科目及び単位)

第7条 経済工学専攻（公共経済学国際プログラム及び金融・企業経済学国際プログラムを除く。）及び経済システム専攻（経営・会計学国際プログラムを除く。）の授業科目の区分は次のとおりとする。

大学院基本科目

基礎科目

自由選択科目

大学院専門科目

特研

特論

特別科目

リサーチ・ワークショップ

2 単位計算の基準は、講義及び演習については15時間の授業をもって1単位、実習については30時間の授業をもって1単位とする。

3 第1項の授業科目及びその単位数は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

4 別表第3の授業科目は、外国人留学生の授業科目とする。

5 経済工学専攻公共経済学国際プログラムの授業科目及びその単位数は、別表第4のとおりとする。

6 経済工学専攻金融・企業経済学国際プログラムの授業科目及びその単位数は、別表第5のとおりとする。

7 経済システム専攻経営・会計学国際プログラムの授業科目及びその単位数は、別表第6のとおりとする。

- 8 産業マネジメント専攻の授業科目は、授業科目を分けてMBAベーシック科目群、資源・組織分野、市場・戦略分野、金融・財務分野、アジア分野、MOT分野、特講・特論、プロジェクト演習及びインターンシップとする。
- 9 前項の授業科目及びその単位数は、別表第7のとおりとする。
- 10 臨時に開設する授業科目については、その都度本学府教授会の議を経て、本学府長が定める。

第8条 授業科目、授業時間数、単位数及び授業担当の教員の氏名は、その開設する学期の始めに公示する。

- 2 産業マネジメント専攻においては、前項に規定するもののほか、授業の方法及び内容、1年間の授業の計画を明示するものとする。

第9条 学生は、学期の始めに、履修しようとする授業科目を、その授業科目を担当する教員の承認を得て、本学府長に届け出なければならない。

- 2 産業マネジメント専攻においては、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間に履修する授業科目として前項の規定により届け出て、登録することができる単位数の上限を32単位とする。この場合において、28単位を超えて修得した単位は、修了要件の単位に含めることはできない。

(単位の修得)

第10条 修士課程の経済工学専攻（公共経済学国際プログラム及び金融・企業経済学国際プログラムを除く。）の学生は、必修として修士論文指導の8単位並びに選択必修として当該専攻が開設する自由選択科目、大学院専門科目及びリサーチ・ワークショップの授業科目並びに当該専攻以外の本学府の専攻が開設する大学院専門科目の授業科目のうちから、当該専攻が指定する自由選択科目の6単位以上を含む22単位以上を修得しなければならない。ただし、当該専攻が指定するもの以外の自由選択科目及び当該専攻以外の専攻が開設する大学院専門科目の授業科目のうち、修了の要件とする単位に含めることができるのは、6単位までとする。

- 2 修士課程の公共経済学国際プログラムの学生は、別表第4に定める要件を満たす30単位以上を修得しなければならない。
- 3 修士課程の金融・企業経済学国際プログラムの学生は、別表第5に定める要件を満たす30単位以上を修得しなければならない。
- 4 修士課程の経済システム専攻（経営・会計学国際プログラムを除く。）の学生は、必修として修士論文指導の8単位及び基礎科目の経済学方法論の2単位並びに選択必修として自由選択科目、大学院専門科目及びリサーチ・ワークショップの授業科目のうちから20単位以上を修得しなければならない。
- 5 修士課程の経営・会計学国際プログラムの学生は、別表第6に定める要件を満たす30単位以上を修得しなければならない。
- 6 博士後期課程（経済工学専攻公共経済学国際プログラム及び金融・企業経済学国際プログラム並びに経済システム専攻経営・会計学国際プログラムを除く。）の学生は、必修として博士論文指導の4単位並びに大学院基本科目、大学院専門科目及びリサーチ・ワークショップの授業科目（修士課程で修得した科目を除く。）のうちから4単位以上を修得しなければならない。
- 7 博士後期課程の公共経済学国際プログラムの学生は、別表第4に定める要件を満たす8単位以上を修得しなければならない。
- 8 博士後期課程の金融・企業経済学国際プログラムの学生は、別表第5に定める要件を満たす8単位以上を修得しなければならない。
- 9 博士後期課程の経営・会計学国際プログラムの学生は、別表第6に定める要件を満たす8単位以上を修得しなければならない。

(成績)

第11条 各授業科目の成績は、S、A、B、C及びFの5種のいずれかをもって表し、S、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。

2 産業マネジメント専攻においては、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(他専攻等の授業科目の履修等)

第12条 本学府において、教育上有益と認めるときは、他の専攻、コース若しくは大学院基幹教育若しくは学府又は学部の課程による授業科目及び単位を指定して履修させることができる。

2 前項により履修した単位は、第19条、第20条及び第21条の課程修了の要件となる単位に充当することができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第13条 本学府において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学府における授業科目により修得したものとみなすことができる。

2 本学府において、教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、他の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

(休学期間中の外国の大学院における授業科目の履修)

第14条 本学府において、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院における授業科目の履修により修得した単位の上限)

第15条 前2条及び第18条第3項の規定により本学府において修得したものとみなすことのできる単位数は、通則第15条、第17条及び第17条の2に規定する転学等の場合を除き、合わせて15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第16条 本学府において、教育上有益と認めるときは、学生が本学府に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学府に入学した後本学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により、本学府において、修得したものとみなすことのできる単位数は、通則第15条、第17条及び第17条の2に規定する転学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

(本学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことのできる単位の上限)

第16条の2 前2条の規定により本学府において修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

2 第13条、第14条、前条第1項及び第18条第3項の規定により産業マネジメント専攻において修得したものとみなすことのできる単位数は、第15条第1項及び前条第2項の規定にかかわらず、合わせて18単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第17条 本学府の学生が、通則第26条の規定に基づき、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、本学府教授会の議を経て、本学府長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(留学)

第18条 留学を志望する本学府の学生は、書面をもって本学府長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、次条及び第20条の課程修了の要件としての在学期間に加えることができる。

3 第13条の規定は、本学府の学生が留学する場合について準用する。この場合において、同条中「他の大学院」とあるのは、「外国の大学院」と読み替えるものとする。

(修士課程の修了要件)

第19条 本学府の修士課程の修了要件は、修士課程に2年以上在学し、この規則の定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第20条 本学府の博士課程の修了要件は、博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、この規則の定めるところにより38単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、この規則の定めるところにより8単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程の修了要件)

第21条 専門職学位課程の修了の要件は、専門職学位課程に2年以上在学し、この規則の定めるところにより36単位以上を修得することとする。

(修士論文の提出)

第22条 修士論文は、修士課程に1年半以上在学し、所要の授業科目について20単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければ、提出することができない。ただし、本学府教授会の議を経て、本学府長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年半に満たなくても修士論文を提出させることができる。

(修士論文の審査)

第23条 本学府長は、修士論文を受理したときは、本学府教授会にその審査を付託するものとする。

2 前項の審査は、修士論文を受理した後2月以内に修了するものとする。

3 本学府教授会は、第1項により付託された修士論文を審査するため、論文調査委員（以下「調査委員」という。）を定めて、その修士論文の調査及び最終試験を行わせる。

4 最終試験は、修士論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、口頭又は筆答によ

り行うものとする。

5 調査委員は、論文調査及び最終試験を終了したときは、調査及び最終試験の結果の要旨を、本学府教授会に報告しなければならない。

6 本学府教授会は、前項の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを審査する。
(博士論文の提出)

第24条 博士論文は、博士後期課程に2年以上在学し、所要の授業科目について4単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、学位取得候補者として本学府教授会の議を経て認定された者でなければ提出することができない。

2 前項の規定にかかわらず、本学府教授会の議を経て、本学府長が博士後期課程に在学する者で、優れた研究業績を上げたと認めたものについては、在学期間が2年に満たなくても博士論文を提出させることができる。

3 博士論文の提出期日その他は、本学府教授会の議を経て、本学府長が定める。
(教員免許状の取得)

第25条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に基づく中学校又は高等学校の教員の免許状を得ようとする者は、大学が独自に設定する科目において所定の単位を修得しなければならない。

(科目等履修生)

第26条 科目等履修生として入学を志願できる者は、九州大学科目等履修生等規則(平成16年度九大規則第91号)第2条第2項に定めるところによる。

第27条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、本学府長に願出しなければならない。

2 本学府長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願出があった者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

第28条 科目等履修生の履修した授業科目については、試験により所定の単位を与える。

2 前項の単位の授与については、第11条の規定を準用する。

第29条 本学府長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

(雑則)

第30条 この規則その他の規則等に定めるもののほか、本学府の校務について必要な事項は、本学府教授会の議を経て、本学府長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年度九大規則第217号)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の九州大学大学院経済学府規則別表第4の規定は、平成17年度に本学府に入学する者から適用し、平成17年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成17年度九大規則第19号)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

2 改正後の九州大学大学院経済学府規則は、平成17年4月1日以降に本学府に入学した者から適用し、平成17年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成17年度九大規則第78号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の九州大学大学院経済学府規則(第12条第2項を除く。)は、平成18年4月1日以降に本学府に入学した者から適用し、平成18年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成19年度九大規則第42号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第91号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院経済学府規則は、平成21年度に本学府に入学する者から適用し、平成21年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成21年度九大規則第94号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院経済学府規則は、平成22年度に本学府に入学する者から適用し、平成22年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年度九大規則第24号）

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院経済学府規則は、平成22年10月1日に本学府に入学する者から適用し、同年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年度九大規則第110号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院経済学府規則は、平成23年度に本学府に入学する者から適用し、平成23年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年度九大規則第60号）

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院経済学府規則は、平成23年10月1日に本学府に入学する者から適用し、同年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年度九大規則第109号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院経済学府規則は、平成25年度に本学府に入学する者から適用し、平成25年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年度九大規則第63号）

この規則は、平成25年12月26日から施行し、平成25年12月1日から適用する。

附 則（平成26年度九大規則第46号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第164号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院経済学府規則別表第5の規定は、平成27年度に本学府に入学する者から適用し、平成27年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年度九大規則第14号）

- 1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院経済学府規則は、平成27年度に本学府に入学する者から適用し、平成27年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年度九大規則第44号）

- 1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院経済学府規則第10条第2項及び第5項並びに別表第4の規定は、平成28年10月1日に本学府に入学する者から適用し、平成28年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年度九大規則第130号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第19号）

- 1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院経済学府規則は、平成29年10月1日に本学府に入学する者から適用し、平成29年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年度九大規則第125号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院経済学府規則は、平成30年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成30年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年度九大規則第38号）

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院経済学府規則は、平成30年10月1日に本学府に入学する者から適用し、平成30年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年度九大規則第109号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院経済学府規則は、平成31年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成31年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和元年度九大規則第10号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第59号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院経済学府規則は、令和2年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和2年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の九州大学大学院経済学府規則（以下「旧規則」という。）第1条の7第1項の規定に基づき教育課程連携協議会委員として任命されている者は、新規則第1条の6第1項に規定する者として任命されたものとみなし、その任期は、旧規則による当該委員として在任した期間を控除した期間とする。ただし、新規則第1条の6第1項第1号の委員の任期については、同条第3項の規定にかかわらず、令和2年4月30日までとする。

附 則（令和2年度九大規則第13号）

- 1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院経済学府規則は、令和2年10月1日に本学府に入学する者から適用し、令和2年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年度九大規則第23号）

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和２年度九大規則第９９号）

- 1 この規則は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院経済学府規則（別表第７を除く。）は、令和３年４月１日に本学府に入学する者から適用し、令和３年３月３１日に本学府に在学し、同年４月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和３年度九大規則第４３号）

- 1 この規則は、令和３年１０月１日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院経済学府規則は、令和３年１０月１日に本学府に入学する者から適用し、令和３年９月３０日に本学府に在学し、同年１０月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和３年度九大規則第１００号）

- 1 この規則は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院経済学府規則は、令和４年４月１日に本学府に入学する者から適用し、令和４年３月３１日に本学府に在学し、同年４月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和４年度九大規則第６２号）

- 1 この規則は、令和５年４月１日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院経済学府規則は、令和５年４月１日に本学府に入学する者から適用し、令和５年３月３１日に本学府に在学し、同年４月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

別表第 1

(大学院専門科目)

| 授業科目名 | 単位 | 備考 |
|----------------|----|----|
| 経済工学専攻 (特研) | | |
| ミクロ経済分析特研 I | 2 | |
| ミクロ経済分析特研 II | 2 | |
| 応用ミクロ経済学特研 I | 2 | |
| 応用ミクロ経済学特研 II | 2 | |
| 経済モデル解析特研 I | 2 | |
| 経済モデル解析特研 II | 2 | |
| マクロ経済分析特研 I | 2 | |
| マクロ経済分析特研 II | 2 | |
| 計量経済学特研 I | 2 | |
| 計量経済学特研 II | 2 | |
| マクロ数量分析特研 I | 2 | |
| マクロ数量分析特研 II | 2 | |
| 財政分析特研 I | 2 | |
| 財政分析特研 II | 2 | |
| 現代金融特研 I | 2 | |
| 現代金融特研 II | 2 | |
| 労働経済学特研 I | 2 | |
| 労働経済学特研 II | 2 | |
| 福祉政策特研 I | 2 | |
| 福祉政策特研 II | 2 | |
| 企業経済分析特研 I | 2 | |
| 企業経済分析特研 II | 2 | |
| 企業金融特研 I | 2 | |
| 企業金融特研 II | 2 | |
| 産業組織特研 I | 2 | |
| 産業組織特研 II | 2 | |
| 比較経済政策特研 I | 2 | |
| 比較経済政策特研 II | 2 | |
| ミクロ計量経済学特研 I | 2 | |
| ミクロ計量経済学特研 II | 2 | |
| 現代経済学特研 I | 2 | |
| 現代経済学特研 II | 2 | |
| 現代経済思想特研 I | 2 | |
| 現代経済思想特研 II | 2 | |
| 経済数学特研 I | 2 | |
| 経済数学特研 II | 2 | |
| 数理統計学特研 I | 2 | |
| 数理統計学特研 II | 2 | |
| 数理計画特研 I | 2 | |
| 数理計画特研 II | 2 | |
| 確率モデル解析特研 I | 2 | |
| 確率モデル解析特研 II | 2 | |
| 情報管理特研 I | 2 | |

| | |
|-------------|-----|
| 情報管理特研Ⅱ | 2 |
| 情報解析特研Ⅰ | 2 |
| 情報解析特研Ⅱ | 2 |
| 公共経済学特研Ⅰ | 2 |
| 公共経済学特研Ⅱ | 2 |
| 環境経済学特研Ⅰ | 2 |
| 環境経済学特研Ⅱ | 2 |
| 数理経済学特研Ⅰ | 2 |
| 数理経済学特研Ⅱ | 2 |
| アジア多国籍企業特研 | 2 |
| アジア経済調査論特研Ⅰ | 2 |
| アジア経済調査論特研Ⅱ | 2 |
| (特論) | |
| 経済工学特論 1 | 各 1 |
| 経済工学特論 2 | 各 2 |
| 経済システム専攻 | |
| (特研) | |
| 経済統計特研Ⅰ | 2 |
| 経済統計特研Ⅱ | 2 |
| 統計計量分析特研Ⅰ | 2 |
| 統計計量分析特研Ⅱ | 2 |
| 財政システム特研Ⅰ | 2 |
| 財政システム特研Ⅱ | 2 |
| 金融システム特研Ⅰ | 2 |
| 金融システム特研Ⅱ | 2 |
| 国際金融特研Ⅰ | 2 |
| 国際金融特研Ⅱ | 2 |
| 資本市場システム特研Ⅰ | 2 |
| 資本市場システム特研Ⅱ | 2 |
| 世界経済特研Ⅰ | 2 |
| 世界経済特研Ⅱ | 2 |
| 国際経済政策特研Ⅰ | 2 |
| 国際経済政策特研Ⅱ | 2 |
| 貿易投資分析特研Ⅰ | 2 |
| 貿易投資分析特研Ⅱ | 2 |
| 情報経済特研Ⅰ | 2 |
| 情報経済特研Ⅱ | 2 |
| エネルギー経済特研Ⅰ | 2 |
| エネルギー経済特研Ⅱ | 2 |
| 開発経済特研Ⅰ | 2 |
| 開発経済特研Ⅱ | 2 |
| 国際農業政策特研Ⅰ | 2 |
| 国際農業政策特研Ⅱ | 2 |
| 日本経済論特研Ⅰ | 2 |
| 日本経済論特研Ⅱ | 2 |
| 産業政策特研Ⅰ | 2 |
| 産業政策特研Ⅱ | 2 |

| | | |
|------------------------------------|-----|--|
| 産業技術特研 I | 2 | |
| 産業技術特研 II | 2 | |
| 産業配置特研 I | 2 | |
| 産業配置特研 II | 2 | |
| 産業構造特研 I | 2 | |
| 産業構造特研 II | 2 | |
| 日本経済史特研 I | 2 | |
| 日本経済史特研 II | 2 | |
| 産業社会史特研 I | 2 | |
| 産業社会史特研 II | 2 | |
| 西洋経済史特研 I | 2 | |
| 西洋経済史特研 II | 2 | |
| 欧米経済史特研 I | 2 | |
| 欧米経済史特研 II | 2 | |
| 経営政策特研 I | 2 | |
| 経営政策特研 II | 2 | |
| 経営管理特研 I | 2 | |
| 経営管理特研 II | 2 | |
| 人的資源管理特研 I | 2 | |
| 人的資源管理特研 II | 2 | |
| 企業会計特研 I | 2 | |
| 企業会計特研 II | 2 | |
| 財務会計特研 I | 2 | |
| 財務会計特研 II | 2 | |
| 管理会計特研 I | 2 | |
| 管理会計特研 II | 2 | |
| 原価計算特研 I | 2 | |
| 原価計算特研 II | 2 | |
| 国際会計特研 I | 2 | |
| 国際会計特研 II | 2 | |
| 日本経営論特研 I | 2 | |
| 日本経営論特研 II | 2 | |
| アジア多国籍企業特研 | 2 | |
| アジア経済調査論特研 I | 2 | |
| アジア経済調査論特研 II | 2 | |
| (特論) | | |
| 経済システム特論 1 | 各 1 | |
| 経済システム特論 2 | 各 2 | |
| 経済工学専攻及び経済システム専攻 (リサーチ・ワークショップ) | | |
| リサーチ・ワークショップ I | 2 | |
| リサーチ・ワークショップ II | 2 | |
| リサーチ・ワークショップ III | 2 | |
| 修士論文指導 | 8 | |
| 博士論文指導 | 4 | |

別表第2

(大学院基本科目)

| 授業科目名 | 単位 | 備考 |
|--------------------|----|-------------------------------|
| 経済工学専攻 (自由選択科目) | | |
| 経済理論Ⅰ | 2 | 第10条第 1項に基づ き指定する 科目 |
| 経済理論Ⅱ | 2 | |
| 経済理論Ⅲ | 2 | |
| 計量分析Ⅰ | 2 | |
| 計量分析Ⅱ | 2 | |
| 計量分析Ⅲ | 2 | |
| ファイナンス | 2 | |
| 応用数理Ⅰ | 2 | |
| 応用数理Ⅱ | 2 | |
| 計算基礎 | 2 | |
| 上級経済統計 | 2 | |
| 上級統計計量分析 | 2 | |
| 上級財政システム | 2 | |
| 上級金融システム | 2 | |
| 上級国際金融 | 2 | |
| 上級資本市場システム | 2 | |
| 上級世界経済 | 2 | |
| 上級国際経済政策 | 2 | |
| 上級貿易投資分析 | 2 | |
| 上級情報経済 | 2 | |
| 上級開発経済 | 2 | |
| 上級エネルギー経済 | 2 | |
| 上級国際農業政策 | 2 | |
| 上級日本経済論 | 2 | |
| 上級産業分析 | 2 | |
| 上級産業配置 | 2 | |
| 上級産業構造 | 2 | |
| 上級日本経済史 | 2 | |
| 上級西洋経済史 | 2 | |
| 上級欧米経済史 | 2 | |
| 上級産業社会史 | 2 | |
| 上級経営学 | 2 | |
| 上級応用経営学Ⅰ | 2 | |
| 上級応用経営学Ⅱ | 2 | |
| 上級財務会計 | 2 | |
| 上級原価計算 | 2 | |
| 上級管理会計 | 2 | |
| 上級国際会計 | 2 | |
| 経済システム専攻 (基礎科目) | | |
| 経済学方法論 | 2 | |

| | | |
|------------|---|--|
| (自由選択科目) | | |
| 上級経済統計 | 2 | |
| 上級統計計量分析 | 2 | |
| 上級財政システム | 2 | |
| 上級金融システム | 2 | |
| 上級国際金融 | 2 | |
| 上級資本市場システム | 2 | |
| 上級世界経済 | 2 | |
| 上級国際経済政策 | 2 | |
| 上級貿易投資分析 | 2 | |
| 上級情報経済 | 2 | |
| 上級開発経済 | 2 | |
| 上級エネルギー経済 | 2 | |
| 上級国際農業政策 | 2 | |
| 上級日本経済論 | 2 | |
| 上級産業分析 | 2 | |
| 上級産業配置 | 2 | |
| 上級産業構造 | 2 | |
| 上級日本経済史 | 2 | |
| 上級西洋経済史 | 2 | |
| 上級欧米経済史 | 2 | |
| 上級産業社会史 | 2 | |
| 上級経営学 | 2 | |
| 上級応用経営学Ⅰ | 2 | |
| 上級応用経営学Ⅱ | 2 | |
| 上級財務会計 | 2 | |
| 上級原価計算 | 2 | |
| 上級管理会計 | 2 | |
| 上級国際会計 | 2 | |
| 経済理論Ⅰ | 2 | |
| 経済理論Ⅱ | 2 | |
| 経済理論Ⅲ | 2 | |
| 計量分析Ⅰ | 2 | |
| 計量分析Ⅱ | 2 | |
| 計量分析Ⅲ | 2 | |
| ファイナンス | 2 | |
| 応用数理Ⅰ | 2 | |
| 応用数理Ⅱ | 2 | |
| 計算基礎 | 2 | |

別表第3

経済工学専攻及び経済システム専攻
(大学院専門科目)

| 授業科目名 | 単位 | 備考 |
|----------|----|----|
| (特別科目) | | |
| 日本語経済特研Ⅰ | 2 | |
| 日本語経済特研Ⅱ | 2 | |

別表第4

経済工学専攻公共経済学国際プログラム

| 授業科目名 | 単位 | 備考 |
|---------------------------------|----|----|
| (Core 科目) | | |
| Economic Theory I | 2 | |
| Economic Theory II | 2 | |
| Economic Theory III | 2 | |
| Econometrics I | 2 | |
| Econometrics II | 2 | |
| Econometrics III | 2 | |
| Finance | 2 | |
| (Advanced Economics 科目) | | |
| Advanced Economic Theory | 2 | |
| Applied Economic Theory | 2 | |
| Advanced Econometrics | 2 | |
| Applied Econometrics | 2 | |
| Applied Finance | 2 | |
| Business Economics | 2 | |
| Economic Development and Growth | 2 | |
| Environmental Economics | 2 | |
| Financial Economics | 2 | |
| Industrial Organization | 2 | |
| International Economics | 2 | |
| Labor Economics | 2 | |
| Public Economics | 2 | |
| Public Finance | 2 | |
| Information System | 2 | |
| Mathematics for Economics | 2 | |
| Mathematical Programming | 2 | |
| Mathematical Statistics | 2 | |
| Asian Multinational Corporation | 2 | |
| Asian Economic Research I | 2 | |
| Asian Economic Research II | 2 | |
| Energy Economics | 2 | |
| Japan and the World Economy | 2 | |
| Japanese Economy | 2 | |
| Topics in Economics (FBE) 1 | 1 | |
| Topics in Economics (FBE) 2 | 2 | |
| Topics in Economics (PE) 1 | 1 | |
| Topics in Economics (PE) 2 | 2 | |
| (リサーチ・ワークショップ) | | |
| Research Workshop | 2 | |
| (修士論文指導) | | |
| Supervision for Master's Thesis | 8 | |
| (博士論文指導) | | |
| Supervision for Doctoral Thesis | 4 | |

| |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(履修方法)</p> <p>1 修士課程</p> <p>次の①及び②に掲げる単位を含む30単位以上を修得すること</p> <p>① 修士論文指導 8単位</p> <p>② 次に掲げる科目群から22単位以上(ただし、(1)については「Economic Theory I~III」のうち2単位及び「Econometrics I、II」のうち2単位を含む6単位以上を修得すること。)</p> <p>(1)Core科目</p> <p>(2)Advanced Economics科目</p> <p>(3)リサーチ・ワークショップ</p> <p>2 博士後期課程</p> <p>次の掲げる単位を含む8単位以上を修得すること</p> <p>① 博士論文指導 4単位</p> <p>② リサーチ・ワークショップ 2単位</p> <p>③ Advanced Economics科目(修士課程で修得した科目を除く。) 2単位以上</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第5

経済工学専攻金融・企業経済学国際プログラム

| 授業科目名 | 単位 | 備考 |
|-----------------------------|----|----|
| (Core 科目) | | |
| Economic Theory I | 2 | |
| Economic Theory II | 2 | |
| Economic Theory III | 2 | |
| Econometrics I | 2 | |
| Econometrics II | 2 | |
| Econometrics III | 2 | |
| Finance | 2 | |
| (Advanced Core 科目) | | |
| Applied Finance | 2 | |
| Business Economics | 2 | |
| Financial Economics | 2 | |
| Industrial Organization | 2 | |
| Labor Economics | 2 | |
| Topics in Economics (FBE) 1 | 1 | |
| Topics in Economics (FBE) 2 | 2 | |
| (Management Studies 科目) | | |
| Management | 2 | |
| Japanese Management | 2 | |
| Management Policy | 2 | |
| Human Resource Management | 2 | |
| Financial Accounting | 2 | |
| Corporate Accounting | 2 | |
| Management Accounting | 2 | |
| International Accounting | 2 | |

| | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|--|
| Asian Multinational Corporation | 2 | |
| Topics in Management | 2 | |
| (Practical Business Studies 科目) | | |
| Asian Industry and Companies | 2 | |
| Management Control | 2 | |
| Corporate Value Creation and M&A | 2 | |
| Asian Business Strategy | 2 | |
| (Advanced Economics 科目) | | |
| Advanced Economic Theory | 2 | |
| Applied Economic Theory | 2 | |
| Advanced Econometrics | 2 | |
| Applied Econometrics | 2 | |
| Economic Development and Growth | 2 | |
| Environmental Economics | 2 | |
| International Economics | 2 | |
| Public Economics | 2 | |
| Public Finance | 2 | |
| Information System | 2 | |
| Mathematics for Economics | 2 | |
| Mathematical Programming | 2 | |
| Mathematical Statistics | 2 | |
| Asian Economic Research I | 2 | |
| Asian Economic Research II | 2 | |
| Energy Economics | 2 | |
| Japan and the World Economy | 2 | |
| Japanese Economy | 2 | |
| Topics in Economics (PE) 1 | 1 | |
| Topics in Economics (PE) 2 | 2 | |
| (リサーチ・ワークショップ) | | |
| Research Workshop | 2 | |
| (修士論文指導) | | |
| Supervision for Master's Thesis | 8 | |
| (博士論文指導) | | |
| Supervision for Doctoral Thesis | 4 | |
| (履修方法) | | |
| 1 修士課程 | | |
| 次の①及び②に掲げる単位を含む30単位以上を修得すること | | |
| ① 修士論文指導 8単位 | | |
| ② 次に掲げる科目群から22単位以上(ただし、(1)については「Economic Theory I~III」のうち2単位及び「Econometrics I, II」のうち2単位、「Econometrics III」2単位を含む6単位以上を修得すること。また(2)については6単位以上、(3)については4単位以上を修得すること)。 | | |
| (1) Core 科目 | | |
| (2) Advanced Core 科目 | | |
| (3) Management Studies 科目 及び Practical Business Studies 科目 | | |

- (4) Advanced Economics 科目
- (5) リサーチ・ワークショップ

2 博士後期課程

次の掲げる単位を含む 8 単位以上を修得すること

- ① 博士論文指導 4 単位
- ② リサーチ・ワークショップ 2 単位
- ③ Advanced Core 科目、Management Studies 科目及び、Advanced Economics 科目（修士課程で修得した科目を除く。）から 2 単位以上

別表第 6

経済システム専攻経営・会計学国際プログラム

| 授業科目名 | 単位 | 備考 |
|----------------------------------|----|----|
| (Core 科目) | | |
| Management | 2 | |
| Japanese Management | 2 | |
| Management Policy | 2 | |
| Financial Accounting | 2 | |
| Corporate Accounting | 2 | |
| Econometrics III | 2 | |
| (Advanced Core 科目) | | |
| Human Resource Management | 2 | |
| International Accounting | 2 | |
| Management Accounting | 2 | |
| Energy Economics | 2 | |
| Japan and the World Economy | 2 | |
| Japanese Economy | 2 | |
| Finance | 2 | |
| Asian Multinational Corporation | 2 | |
| Asian Economic Research I | 2 | |
| Asian Economic Research II | 2 | |
| Topics in Management | 2 | |
| (Economic Theory and Applied 科目) | | |
| Business Economics | 2 | |
| Financial Economics | 2 | |
| Applied Finance | 2 | |
| Labor Economics | 2 | |
| Industrial Organization | 2 | |
| Topics in Economics (FBE) 1 | 1 | |
| Topics in Economics (FBE) 2 | 2 | |
| (Practical Business Studies 科目) | | |
| Asian Industry and Companies | 2 | |
| Management Control | 2 | |
| Corporate Value Creation and M&A | 2 | |

| | |
|----------------------------------------------------------------------|---|
| Asian Business Strategy (Advanced Economics 科目) | 2 |
| Advanced Economic Theory | 2 |
| Applied Economic Theory | 2 |
| Advanced Econometrics | 2 |
| Applied Econometrics | 2 |
| Public Economics | 2 |
| Public Finance | 2 |
| Economic Development and Growth | 2 |
| Environmental Economics | 2 |
| Information System | 2 |
| Mathematical Statistics | 2 |
| Mathematical Programming | 2 |
| Mathematics for Economics | 2 |
| Topics in Economics (PE) 1 | 1 |
| Topics in Economics (PE) 2 (リサーチ・ワークショップ) | 2 |
| Research Workshop (修士論文指導) | 2 |
| Supervision for Master's Thesis (博士論文指導) | 8 |
| Supervision for Doctoral Thesis | 4 |
| (履修方法) | |
| 1 修士課程 | |
| 次の①及び②に掲げる単位を含む30単位以上を修得すること | |
| ① 修士論文指導 8単位 | |
| ② 次に掲げる科目群から22単位以上(ただし、(1)については4単位以上を修得すること。また(2)については6単位以上を修得すること)。 | |
| (1) Core 科目 | |
| (2) Advanced Core 科目 | |
| (3) Economic Theory and Applied 科目 | |
| (4) Practical Business Studies 科目 | |
| (5) Advanced Economics 科目 | |
| (6) リサーチ・ワークショップ | |
| 2 博士後期課程 | |
| 次の①及び②に掲げる単位を含む8単位以上を修得すること | |
| ① 博士論文指導 4単位 | |
| ② 次に掲げる科目群から4単位以上 | |
| (1) Core 科目 | |
| (2) Advanced Core 科目 | |
| (3) Economic Theory and Applied 科目 | |
| (4) Advanced Economics 科目 | |
| (5) リサーチ・ワークショップ | |

別表第7

産業マネジメント専攻
専門職学位課程

| 授業科目名 | 単位 | 備考 |
|---------------------|----|----|
| (MBAベーシックス科目群) | | |
| 組織マネジメント | 2 | 必修 |
| マーケティング戦略 | 2 | 必修 |
| アカウンティング | 2 | 必修 |
| 企業財務 | 2 | 必修 |
| 英語によるビジネス・コミュニケーション | 2 | 必修 |
| 企業倫理 | 2 | 必修 |
| (資源・組織分野) | | |
| 戦略的人的資源管理 | 2 | |
| 組織行動 | 2 | |
| リーダーシップ論 | 2 | |
| マネジメント・コントロール | 2 | |
| コーポレート・ガバナンスと監査 | 2 | |
| 経営リスク・マネジメント | 2 | |
| ビジネス法務 | 2 | |
| 国際ビジネス法 | 2 | |
| (市場・戦略分野) | | |
| 企業戦略 | 2 | |
| 国際ロジスティクス | 2 | |
| 国際マーケティング | 2 | |
| 国際企業分析 | 2 | |
| 国際経営 | 2 | |
| ミクロ経済学 | 2 | |
| パブリック・マネジメント | 2 | |
| 産業と政策 | 2 | |
| 産業と企業 | 2 | |
| (金融・財務分野) | | |
| ファイナンシャル・マネジメント | 2 | |
| 企業価値創造とM&A | 2 | |
| 財務会計 | 2 | |
| 管理会計 | 2 | |
| 資産運用とリスク管理 | 2 | |
| タックス・マネジメント | 2 | |
| ビジネス統計 | 2 | |
| (アジア分野) | | |
| 中国ビジネス | 2 | |
| アジアの産業と企業 | 2 | |
| アジア・ビジネス戦略 | 2 | |
| 異文化コミュニケーション | 2 | |
| アジア多国籍企業 | 2 | |
| (MOT分野) | | |
| 産業と技術 | 2 | |
| 研究開発マネジメント | 2 | |
| ベンチャー企業 | 2 | |
| 産学連携マネジメント | 2 | |
| 生産管理 | 2 | |

| | |
|-----------------------------------------------------------------------------------|---|
| イノベーション・マネジメント | 2 |
| 起業機会探索 | 2 |
| 知識マネジメント | 2 |
| 知的財産管理 | 2 |
| ビジネスにおける競争優位性特論 | 2 |
| コーポレート・アントレプレナーシップ特論 | 2 |
| プロジェクト・マネジメント | 2 |
| 先端技術分析 | 2 |
| 新産業創出 | 2 |
| (特講・特論) | |
| 産業マネジメント特講Ⅰ | 2 |
| 産業マネジメント特講Ⅱ | 2 |
| マネジメント特論Ⅰ | 2 |
| マネジメント特論Ⅱ | 2 |
| マネジメント演習Ⅰ－1 | 1 |
| マネジメント演習Ⅰ－2 | 2 |
| (プロジェクト演習) | |
| プロジェクト演習 | 4 |
| (インターンシップ) | |
| インターンシップ | 2 |
| (履修方法) | |
| 1 次の①及び②に掲げる単位を含む36単位以上を修得すること。 | |
| ① MBAベーシックス科目群12単位(必修6科目) | |
| ② 次に掲げる授業科目から、24単位以上(ただし、(1)及び(2)のうち、英語開講科目4単位以上(「異文化コミュニケーション」を除く。)を含むこと。) | |
| (1) 本表に記載する授業科目(MBAベーシックス科目群を除く) | |
| (2) 第7条第10項に規定する臨時開講科目 | |
| (3) 第12条により単位を修得した授業科目(学部の課程による授業科目を除く) | |
| (4) 専門職大学院コンソーシアムによる相互履修科目 | |
| 2 1の②の(3)及び(4)の授業科目で修了の要件とする単位に含めることができるのは、8単位までとする。 | |
| 3 履修に当たっては、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。 | |
| ① 2年次以降に「プロジェクト演習」の単位を修得すること。 | |
| ② 2年次以降に1に掲げる科目から20単位以上を修得すること。 | |
| ③ 海外に留学し、2年次以降に1に掲げる科目から10単位以上を修得すること。ただし、第18条第3項の規定により修得したとみなす授業科目の単位は含まないものとする。 | |